

認むる時は第十六條第二項に依り試験を行ふことを得
前項の試験に合格せざるときは其道府縣内に於ける就業を
停止することを得

第二十二條 運轉手を雇入れたる者は五日内に免許證の寫を添へ運
轉手の氏名及住所を地方長官に届出つへし
運轉手を解雇したる者は十日内に運轉手の氏名を地方長官
に届出つべし

第二十二條 車輛番號は車輛の前面及後面睹易き場所に標示すへし
後面車輛番號は夜間三十間の距離に於て明瞭に認め得べき
燈火を以て照射すべし

第二十四條 検査證及車輛番號は他の車輛に使用することを得ず

第二十五條 自動車により人を傷害し又は物件を損壞したるときは
運轉手は直に其運轉を停止すべし

前項の場合に於て運轉手及其他の従業員は被害者の救護
其他に付必要なる應急の措置を爲すべし 但し警察官吏在
るときは其の指示に従ふべし

運轉手其の他の従業員は前項の措置を了し且各本人、雇主
自動車使用者の氏名、住所（法人に在りては其の名稱事
務所所在地）及車輛番號を警察官吏に申告し警察官吏在ら
ざるときは被害者若くは其の同伴者に同一事項を通告する

に非ざれば自動車の運轉を繼續することを得ず
 前項後段の規定に従ひ自動車の運轉を爲したるときは運轉
 手其の他の従業員は遅滞なく前各項の事實を警察官吏に申
 告すべし

乗用者は運轉手其の他の従業員が前四項措置を爲すに付之
 を妨ぐることを得ず
 (以下省略)

第二十六條

地方長官は左の各號の一に該當するときは第十二條の

- 一、規定に依る營業免許を取消し又は營業を停止することを得
- 一、正當の理由なくして許可の日より百二十日以内に營業を開
 如せざるとき

- 二、營業を繼續するに適せずと認めたるとき
 - 三、公安上危害を生ずるの虞ありと認めたるとき
 - 四、營業免許の條件に違反したるとき
 - 五、本令又は本令に基きて發したる命令に違反したるとき
- 第二十七條 地方長官は左の各號の一を該當するときは運轉手の免
 許を取消し又は就業を停止することを得

- 一、自動車に依り人を傷害し又は物件を損壞したるとき
- 二、第十六條第一項第二項又は第三號に該當するに至りたる時
- 三、本令又は本令に基き發する命令に違反したるとき

(以下省略)

運轉手免許證下附願

手札形
寫真二枚

本籍地
現住所

氏名
年月日生

一、甲種

右免許證御下附相成度候

大正 年 月 日

右氏

名印

警視廳御中
又ハ何縣廳

◎左の書類ハ月籍抄本を添へ所轄官廳へ出願すべシ

履歷書

本籍地
現住所

氏名
年月日生

一、何年何月但學校入學同卒業
一、何年何月何隊へ入隊同除隊
一、何年何月何會社へ入社
右、通り相違無之候

年月日 右氏 名

大正十二年五月一日印刷
大正十二年五月八日發行

定價 金壹圓五拾錢

不許複製

著作人

東京府佳原郡蒲田町北蒲田七九九

松本政次

印刷人

東京府佳原郡大森町三千三百番地

杉原庄造

印刷所

同 杉原印刷所

東京蒲田町 日本自動車學校前

月岡商店

東京市赤坂區溜池町三二

株式會社 極東書院

所 捌 賣

291

440

終